

令和8年4月

第4回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年4月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟1階 会議室3

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	19番	野堀 良夫
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	蛭原 昇		

欠席委員

20番 飯島 孝一

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	小池 和弘
農業行政課	係 長	西村 孝之
農業行政課	主 査	大野 敏寿

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第 4号	農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 5号	現況証明の発行可否について
	議案第 6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 7号	令和8年度最適化推進活動の目標の設定等（案）について
日程第3	報告第 1号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告第 2号	農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出について
	報告第 3号	農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4号	農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第 5号	農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第 6号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について
	報告第 7号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん結果について
	報告第 8号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
	報告第 9号	つくば市農業委員会事務局職員の人事について

【午後1時30分 開会】

（冒頭の録音なし部分は次第書のとおり入力しています）

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和8年第4回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

総会開会前に少々お時間を頂きまして、4月1日付けの人事異動について、御報告をさせていただきます。

議案書の最後の130ページにも掲載しておりますが、内容としまして、転出、転入者それぞれ1名おります。転出者としましては、荻谷係長が経済部土地改良課に転出いたしました。転入者は、財務部資産税課から小池係長が農政企画係長となりました。

今年度も事務局一同どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、人事異動の御報告を終わらせていただきます。

それでは、総会開催に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思っております。会長、よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。本日は御苦勞様でございます。

最近は、気温も高くなってきて、水田での農作業の季節が間近になってまいりました。委員の皆さん方におかれましても田植え作業の準備を含めて忙しい日々が続くことと思いますが、健康には留意しながら進めていただくと幸いです。

本日は、御苦勞様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和8年第4回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席20番の飯島孝一委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和8年第4回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席6番の石田真也委員、議席7番の中島信夫委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局の小池係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、花きを作付けしている農家で、申請地には花きを作付けする予定です。

提出番号2番については、農業開始のため申請するもので、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯島秀幸委員、お願いします。

飯島秀幸委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号3番について、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号4番について、水稻・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番について、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番について、小麦を作付けしている農家で、申請地には小麦を作付けする予

定です。

以上のことから、提出番号3番から6番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いします。

蛭原 昇委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号7番については、申請人は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号7番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いします。

石島 繁委員

去る4月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号8番については、申請地に使用貸借権による耕作権が設定されておりますが、権利解約に必要な書類の提出、もしくは耕作意向の確認ができないことから継続審議と判断しました。

提出番号9番については、申請者は水稻を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号8番については継続審議。提出番号9番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いします。

岡田 実委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号10番、15番については、同一申請人のため一括して説明します。

申請人は、水稲・麦・大豆・ブドウを作付けしている農地所有適格法人で、10番については水稲、15番については小麦を作付けする予定です。

提出番号11番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号12番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号13番、14番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、ブドウを作付けしている農家で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

提出番号16番については、水稲を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号17番については、水稲・野菜を作付けしている農家ですが、所有されている農地の一部が耕作の目的に供していないことから、適切に耕作を行うよう指導を行うために継続審議と判断しました。

以上のことから、提出番号17番については継続審議。10番から16番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号18番については、申請者は、ブドウと陸稲を作付けしている農家で、申請地には陸稲を作付けする予定です。

提出番号19番と20番については、同一申請者のため、一括して説明します。

申請者は、農業開始のため申請するもので、申請地には水稲と野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号18番から20番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号 8 番、17 番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号 8 番、17 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、提出番号 8 番、17 番に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

提出番号 8 番、17 番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 8 番、17 番については、継続審議といたします。

続いて、提出番号 1 番から 7 番、9 番から 16 番、18 番から 20 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて議案第 1 号の提出番号 1 番から 7 番、9 番から 16 番、18 番から 20 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号の提出番号 1 番から 7 番、9 番から 16 番、18 番から 20 番について、許可することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 1 番から 7 番、9 番から 16 番、18 番から 20 番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、飯島秀幸委員より調査結果の報告をお願いします。

飯島秀幸委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をすべく、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、令和7年に営農型太陽光発電施設として許可を受けましたが、下部の農地における栽培作物をブルーベリーから明日葉へと変更するため、農地法第5条の許可後の事業計画変更が営農型太陽光発電に係る制度上の取扱いに関するガイドラインに基づき、申請されたものです。

以上のことから、提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯島秀幸委員、お願いします。

飯島秀幸委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号2番については、令和7年9月12日付け、つくば農委指令第18号をもって、資材置場用地として農地法第5条の許可を受けましたが、工事期間の延長により、一時転用期間を令和8年10月31日まで延長すべく、事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号2番については、承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、飯島秀幸委員、お願いします。

飯島秀幸委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地

を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号2番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、現在、自身が営む店舗に併設された住居に居住していますが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、県内で土木建築業を営む法人です。現在、借りている資材置場を返却することとなったため、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をネットで囲い、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、重機、砕石、コンテナ等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、県内で砕石販売業を営む法人を営んでいる個人です。現在、既存資材置場が手狭で業務に支障を来していることから、申請地を取得し、自身が代表取締役を務める法人へ一括の貸資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をネットで囲い、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、バックホウ、砕石583m³、10tトラック3台を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号5番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、動物病院に勤務する個人です。周辺環境から需要が見込まれることから、申請地を取得し、動物病院用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての病院1棟を建築し、従業員及び来客用駐車スペースを5台分確保する計画で、資金については借入金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号6番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、県内で競走馬の調教、管理等を行う法人です。周辺環境から需要が見込まれ、新たな事業を始めるべく、申請地を取得し、喫茶店用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての店舗1棟を建築し、来客用駐車スペース5台分を確保する計画で、資金については借入金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、県内で運送業を営む法人です。現在、車両置場が手狭で業務に支障を来していることと、借りている車両置場の返却を求められていることから、申請地を借り受け、車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上、大型トラック8台を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号1番から8番については、一般基準に適合の上、第1種農地、

第2種農地の例外許可規定、第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いします。

蛭原 昇委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号9番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、県内で太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電気固定買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっています。

許可後の利用方法は、600Wパネル168枚を設置し、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号9番、10番については、一般基準に適合の上、第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いします。

石島 繁委員

去る4月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で土木建築業を営む法人です。現在、借りている資材置場を返却することになったため、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とした上で、コンテナ5基、4tアームローラー車5台、重機1台、足場材、砕石などを置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号12番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で造園土木業を営む法人です。今般、公共工事を請け負い、仮設事務所及び資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、仮設事務所及び資材置場用地として申請されたものですが、申請地の一部を無断で使用してしまっていたことから、始末書付きでの申請となっております。許可日から令和8年5月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、全面鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設事務所、仮設トイレ、資材等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、市内に本店を置き、障害者のための介護サービス業を営む法人です。今般、自閉症をはじめとする重度の知的障害者に特化して、生活支援のための通所施設を開設すべく、申請されたものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての施設を1棟建築し、7台分の駐車スペースを確保する計画となっております。

しかしながら、申請地に使用貸借権による耕作権が設定されており、権利解約に必要な書類の提出、もしくは耕作意向の確認ができていないことから、継続審議と判断しました。

以上のことから、提出番号13番については継続審議。提出番号11番、12番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定並びに第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いします。

岡田 実委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号14番については、申請地の農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で造園土木業を営む法人です。今般、公共工事を請け負い、工事用通路及び資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請されたもので、許可日から令和8年8月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、工事現場に通じる市道からの出入口にはゲートを設置し、工事用重機の通行部分には鉄板を敷き、雨水は敷地内浸透処理として、法面工事用コンクリートブロック等工事用資材、仮設事務所、仮設トイレ等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号14番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、賃借により借り受けている駐車場を土地所有者からの申し出により返却することになったことから、申請地を取得し、新たに来客用駐車場用地として利用すべく、申請されたものです。

許可後の利用方法は、全面を砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車12台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号15番、16番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

提出番号13番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号13番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号13番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号13番については、石島委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定に

よる権利の設定・移転の許可についての提出番号13番については、継続審議といたします。
続いて、提出番号1番から12番、14番から16番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第4号の提出番号1番から12番、14番から16番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号の提出番号1番から12番、14番から16番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から12番、14番から16番について、許可することに決定いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、飯島秀幸委員、お願いします。

飯島秀幸委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、20年以上前より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いします。

岡田 実委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号2番については、農業機械等により耕作が可能な土地と判断しました。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められないと思われるので、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、20年以上前より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっています。

以上のことから、提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められますので、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号2番については、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号2番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号2番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号2番については、岡田委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号2番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番、3番について審議いたします。

意見等ありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号1番、3番に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

提出番号1番、3番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号1番、3番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案書15ページになります。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和8年3月19日付けで、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号82番までのとおりとなり、豊里地区40件、谷田部地区6件、荃崎地区22件、大穂地区6件、桜地区8件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。整理番号 27 番、33 番、35 番、53 番、67 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号 1 番から 26 番、28 番から 32 番、34 番、36 番から 52 番、54 番から 66 番、68 番から 82 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて整理番号 1 番から 26 番、28 番から 32 番、34 番、36 番から 52 番、54 番から 66 番、68 番から 82 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号 1 番から 26 番、28 番から 32 番、34 番、36 番から 52 番、54 番から 66 番、68 番から 82 番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号 1 番から 26 番、28 番から 32 番、34 番、36 番から 52 番、54 番から 66 番、68 番から 82 番を原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号 27 番、67 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、中島委員の退席を求めます。

（中島信夫委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号 27 番、67 番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて整理番号 27 番、67 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号 27 番、67 番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号27番、67番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

中島委員の復席を求めます。

（中島信夫委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続いて、整理番号33番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯島秀幸委員の退席を求めます。

（飯島秀幸委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号33番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて整理番号33番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号33番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号33番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

飯島秀幸委員の復席を求めます。

（飯島秀幸委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、整理番号35番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、横田委員の退席を求めます。

（横田晋吾委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号35番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて整理番号35番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号35番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号35番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

横田委員の復席を求めます。

（横田晋吾委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、整理番号53番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、關委員の退席を求めます。

（關 元章委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号53番について質疑に入ります。

質問、意見等がありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号53番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号53番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号53番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

關委員の復席を求めます。

（關 元章委員 復席）

議案第7号 令和8年度最適化推進活動の目標の設定等（案）について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号 令和8年度最適化推進活動の目標の設定等（案）についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で協議しておりますので、大野委員長より報告をお願いいたします。

大野博司委員

農業政策専門委員会より、議案第7号 令和8年度最適化推進活動の目標の設定等（案）について御説明します。

近年の農業が直面するような課題から、農業委員会の役割として、農地利用の最適化が必須業務となっております。国から、農地の最適化目標を定め、年度ごとに実績管理を行うよう求められており、一定の活動実績が認めなければ、交付金が交付されない旨を通知されております。このようなことから、本日、総会開催前に農業政策専門委員会を開催し、令和8年度最適化活動の目標の原案を決定しました。内容については、議案書の記載のとおりとなっております。

なお、総会で可決決定された上は、茨城県農業会議に報告を行い、併せて市・ホームページに掲載します。

詳細については、事務局より説明します。

以上で報告を終わります。

事務局（小池係長）

令和8年度最適化活動の目標設定について、事務局より説明いたします。

各市町村の農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入促進といった農地等を利用し最適化推進活動を実施することとされており、つくば市農業委員会として、最適化活動目標を設定するものです。

まず、項目1の農業委員会の状況につきましては、令和8年度当初の農業委員会の体制及びつくば市の農家、非農地の概要について記載しております。最適化活動の今年度の目標として、担い手への農地新規集積面積を598ha、今年度末の集積率を41.2%としています。

続いて、次のページになります。

推進委員等1人当たりの最適化活動の月間活動日数を10日と設定しております。

また、活動強化月間を4回設定しており、農地再生チャレンジ事業、農地利用意向調査、将来の農業担い手講習会の実施を予定しております。

以上で、補足説明を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございます。

ただいま大野委員長からの報告がありましたが、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 令和8年度最適化推進活動の目標の設定等（案）については、原案のとおり決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第9号についてですが、内容は議案書102ページから130ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第9号について、質問、意見等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第9号について終了いたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第4回総会を閉会いたします。

【午後2時35分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員